



審査請求書 (初葉)

(注) 必ず次葉とともに、**正副2通**を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	平成 年 月 日	
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒 -	電話番号 ()	
	③ (ふりがな) 氏名・名称	()	④ 個人番号又は法人番号 ()	
	⑤ 総代又は法人の代表者	住所・所在地 〒 -	電話番号 ()	
代理人	(ふりがな) 氏名・名称	()	委任状 (代理人の選任届出書) を必ず添付してください。	
	⑥ 住所・所在地	〒 -	電話番号 ()	
審査請求に係る処分 (原処分)	⑦ 原処分庁	() 税務署長・() 国税局長・その他 ()		
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成 年 月 日付	
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成 年 月 日	
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。)	税目等	処 分 名	対 象 年 分 等
		1 申告所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正 (更正の請求に対する更正を含む。)	
			2 決定	
		2 法人税 (復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	3 青色申告の承認の取消し	
			4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
3 消費税・地方消費税		5 加算税の賦課決定 (a 過少申告加算税 b 無申告加算税 c 重加算税)		
	6 その他			
7 滞納処分等	6 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 納税の告知		
		2 加算税の賦課決定 (a 不納付加算税、 b 重加算税)		
		1 督促 [督促に係る国税の税目:]		
		2 差押え [差押えの対象となった財産:]		
		3 公売等 [a 公売公告、 b 最高価申込者の決定、 c 売却決定、 d 配当、 e その他 ()]		
		4 相続税の延納又は物納 [a 延納の許可の取消し、 b 物納の申請の却下、 c その他 ()]		
5 還付金等の充当				
6 その他 []				
8 その他	[]			
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日: 平成 年 月 日付			
	◎ 該当する番号を○で囲んでください。			
	1 再調査の決定あり 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日: 平成 年 月 日			
	2 再調査の決定なし			

※ 審判所 整理欄	受付態様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認	本人確認書類
	郵送等 () 持参			本人確認		本人 代理人	個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他 ()

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

審査請求書 (次葉)

審査請求人 (氏名・名称)	
---------------	--

⑪ 審査請求の趣旨	<p>◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>3 その他 …… [.....</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p>
	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>

⑫ 審査請求の理由	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>
	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 原処分があつたことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。 再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月を経過している。 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があつた日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>[正当な理由]</p>

⑬ 正当な理由がある場合	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>
	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>

⑭ 添付書類	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>
	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>



審査請求書 (初葉)

(注) 必ず次葉とともに、**正副2通**を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日		平成	年	月	日	
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒 -		電話番号	()			
	③ (ふりがな) 氏名・名称	()		④ 個人番号又は法人番号				
	⑤ 総代又は法人の代表者	住所・所在地	〒 -		電話番号	()		
		(ふりがな)	()		総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。			
	氏名・名称	()		⑤				
代理人	⑥ 住所・所在地	〒 -		電話番号	()			
	(ふりがな) 氏名・名称	()		委任状 (代理人の選任届出書) を必ず添付してください。				
		()		⑥				
審査請求に係る処分 (原処分)	⑦ 原処分庁	() 税務署長・() 国税局長・その他 ()						
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成	年	月	日付	更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。	
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成	年	月	日		
	⑨ 処分名等 (該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。)	税目等	処分名				対象年分等	
		1 申告所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正 (更正の請求に対する更正を含む。)					
			2 決定					
		2 法人税 (復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	3 青色申告の承認の取消し					
			4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知					
		3 消費税・地方消費税	5 加算税の賦課決定 (a 過少申告加算税, b 無申告加算税, c 重加算税)					
			6 その他					
4 相続税		6						
	6 贈与税							
6 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 納税の告知							
	2 加算税の賦課決定 (a 不納付加算税, b 重加算税)							
7 滞納処分等	1 督促 [督促に係る国税の税目:]							
	2 差押え [差押えの対象となった財産:]							
	3 公売等 [a 公売公告, b 最高価申込者の決定, c 売却決定, d 配当, e その他 ()]							
	4 相続税の延納又は物納 [a 延納の許可の取消し, b 物納の申請の却下, c その他 ()]							
	5 還付金等の充当							
	6 その他 []							
8 その他	[]							
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日: 平成 年 月 日付							
	◎ 該当する番号を○で囲んでください。							
	1 再調査の決定あり 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日: 平成 年 月 日							
	2 再調査の決定なし							

※ 審査請求に係る処分 (原処分)	受付態様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認	本人確認書類
	郵送等 () 持参			本人確認		本人 代理人	個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他 ()

※「審査請求整理欄」には記入しないでください。

審査請求書 (次葉)

審査請求人 (氏名・名称)

⑪ 審査請求の趣旨	<p>◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>3 その他 …… [.....</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p>		
⑫ 審査請求の理由	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>		
⑬ 正当な理由がある場合	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 原処分があつたことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。 再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月を経過している。 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があつた日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>[正当な理由]</p>		
⑭ 添付書類	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p> </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p> </td> </tr> </table>	<p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>
<p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>		

○ 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。

○ この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

○ 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分庁に送付することは行いません。



審査請求書 (初葉)

(注) 必ず次葉とともに、**正副2通**を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日		平成	年	月	日
審査請求人	② 住所・所在地 (納税地)	〒 -		電話番号	()		
	③ (ふりがな) 氏名・名称	()	④ 個人番号又は法人番号				
	⑤ 総代又は法人の代表者	住所・所在地	〒 -	電話番号	()		
		(ふりがな)	()	総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。			
	氏名・名称	()	⑤				
代理人	⑥ 住所・所在地	〒 -		電話番号	()		
	(ふりがな) 氏名・名称	()	⑥	委任状 (代理人の選任届出書) を必ず添付してください。			
		()					
	⑦ 原処分庁	() 税務署長・() 国税局長・その他 ()					
審査請求に係る処分 (原処分)	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	平成	年	月	日付	更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	平成	年	月	日	
		税目等	処 分 名		対 象 年 分 等		
		1 申告所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	1 更正 (更正の請求に対する更正を含む。)				
		2 法人税 (復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。)	2 決定				
		3 消費税・地方消費税	3 青色申告の承認の取消し				
		4 相続税	4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知				
		5 贈与税	5 加算税の賦課決定 (a 過少申告加算税, b 無申告加算税, c 重加算税)				
		6 源泉所得税 (復興特別所得税がある場合には、これを含む。)	6 その他				
		7 滞納処分等	1 納税の告知				
		2 加算税の賦課決定 (a 不納付加算税, b 重加算税)					
		1 督促 [督促に係る国税の税目:]]			
		2 差押え [差押えの対象となった財産:]]			
		3 公売等 [a 公売公告, b 最高価申込者の決定, c 売却決定, d 配当, e その他 ()]]			
		4 相続税の延納又は物納 [a 延納の許可の取消し, b 物納の申請の却下, c その他 ()]]			
		5 還付金等の充当					
		6 その他 []]			
	8 その他	[]					
⑩ 再調査の請求をした場合	再調査の請求年月日: 平成 年 月 日付						
	◎ 該当する番号を○で囲んでください。						
	1 再調査の決定あり 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日: 平成 年 月 日						
	2 再調査の決定なし						

※ 審判所 整理欄	受付態様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認		本人確認書類
	郵送等 () 持参			本人確認		本人	代理人	個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他()

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

審査請求書 (次葉)

審査請求人 (氏名・名称)

⑪	審査請求の趣旨	<p>◎ 原処分 (再調査の決定を経ている場合にあつては、当該決定後の処分) の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>なお、次の番号2の「一部取消し」又は3の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p> <p>1 全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。</p> <p>2 一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。</p> <p>3 その他 …… [.....</p> <p>[一部取消しを求める範囲]</p>			
⑫	審査請求の理由	<p>◎ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。</p>			
⑬	正当な理由がある場合	<p>◎ 下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再調査の請求をした日の翌日から起算して3月を経過していない。 ・ 原処分があつたことを知った日 (原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日) の翌日から起算して3月を経過している。 ・ 再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月を経過している。 ・ 原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があつた日の翌日から起算して1年を経過している。 <p>[正当な理由]</p>			
⑭	添付書類	<p>◎ 添付する書類の番号を○で囲んでください。</p> <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p> </td> </tr> </table>	<p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>	
<p>1 委任状 (代理人の選任届出書) 又は 税務代理権限証書</p> <p>2 総代の選任届出書</p> <p>3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料</p> <p>4 原処分の通知書の写し</p> <p>5 再調査決定書の謄本の写し (再調査の決定がある場合)</p> <p>6 個人番号確認書類</p>	<p>7 身元確認書類</p> <p>8 書類の送達先を代理人とする申出書</p> <p>9 その他</p>				

○ 審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。

○ この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

○ 証拠として提出された書類を審査請求書 (副本) の添付書類として原処分庁に送付することは行いません。